

鳥海山・飛島ジオパーク ロゴマーク等使用規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥海山・飛島ジオパークロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）、図版及び写真画像の使用に関し、必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等を適正に普及させ、鳥海山・飛島ジオパークのイメージアップを図ることを目的とする。

(図柄)

第2条 ロゴマークの図柄、色指定及び文言は、別図の通りとする。

(使用対象者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に定めた手続きを行うすべての者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 鳥海山・飛島ジオパークの理念に反し、または反するおそれがある場合。
- (2) 自己の商標もしくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用のおそれがある場合。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合。
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合。
- (5) その他、会長がロゴマークの使用について、著しく不相当と認めた場合。

(使用料)

第4条 ロゴマークの使用については、原則として無償とする。

(使用承認の申請)

第5条 ロゴマークを使用するものは、あらかじめ「鳥海山・飛島ジオパークロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して、会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用するとき。
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用するとき。
 - (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲において利用するとき。
 - (4) 日本ジオパークネットワークに所属する正会員、準会員及び鳥海山・飛島ジオパーク推進協議会（以下、「協議会」という。）会員（団体）が営利目的以外で使用するとき。
 - (5) 協議会が依頼するとき。
 - (6) その他会長が適当と認めるとき。
- 2 会長は、申請を承認する場合は、申請者に対し、「鳥海山・飛島ジオパークロゴマーク等使用承認書（様式第2号）」を交付するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。ただし、使用期間満了後において、ロゴマーク等を引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使

用の承認を受けなければならない。

(完成品の提出)

第7条 第5条の規定によりロゴマークの使用の承認を受けた者(以下、「使用承認を受けた者」という。)は、使用の承認に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用承認を受けた者は、次に掲げる次項を遵守しなければならない。

(1) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(2) デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

2 使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された内容のみに使用すること

(承認内容の変更)

第9条 使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「鳥海山・飛島ジオパークロゴマーク等使用変更承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「鳥海山・飛島ジオパークロゴマーク等使用変更承認書(様式第4号)」を交付するものとする。

3 前項に規定する変更承認書の交付を受けた者は、変更の承認を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(違反等に対する取り扱い)

第10条 会長は、使用承認を受けた者が、第8条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマーク等の使用について、申請時にさかのぼって承認を取り消すことができる。使用承認を受けた者は、承認の取り消し処分に直ちに従い、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークの使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用承認を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第12条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

付 則 この規程は平成28年 3月 1日から施行する。

この規程は平成28年 9月12日から施行する。

この規程は平成28年12月22日から施行する。